

V. 給食を介した情報提供の留意点

1. 基本的な考え方

1) はじめに

わが国では、新しい食品の機能性表示制度が検討され、平成 27 年 4 月に食品表示法が施行されました。その背景には、複雑化したこれまでの制度を一元化し、栄養表示を義務化することによって消費者にわかりやすく、また消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会を確保することがあげられています。

また、現在の日本における非感染性疾患の一次予防、重症化予防の観点から、健康的な食生活を送るための重要なツールとして栄養表示が果たす役割は大きいと期待されています。国際的にも、国民及び個人レベルでの食事に関する推奨事項として、脂質からのエネルギー摂取の制限、飽和脂肪酸から不飽和脂肪酸へのシフト、糖類摂取の制限、食塩摂取の制限が示されています。これらを実現するために、食品選択に際して、食品中にこれらの関係する成分がどのくらい含まれているかを示していくことは、国際的に共通する動向でもあります。給食においても、こうした背景を理解した上で栄養表示を行っていくことが必要です。

「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書」（以後、検討会報告書）に記載されている機能性表示は、アメリカの DS 制度（ダイエタリーサプリメント健康教育法）を参考にしています。

DS 制度で認められている機能性表示とは次のようになっています。

【適切な表示の範囲】

- 1) 人の構造や機能に影響を与えることを意図した栄養素又は食事成分の役割に関する表示
- 2) 栄養素又は食事成分が人の構造や機能に作用する、既知の機序に関する表示
- 3) 古典的な栄養素欠乏症（壊血病、ペラグラ等）に関する表示（ただし、当該欠乏症が米国でどの程度見られるかの言及が必要）
- 4) 全般的健康度（general well-being）に与える健康に関する表示

【不適切な表示】

疾病の診断（diagnose）、緩和（mitigate）、処置（treat）、治療（cure）、予防（prevent）等の文言を明示又は暗示する表示、疾病リスク低減表示、疾病強調表示等を行うことは不適切です。

以上の考え方を参考に、わが国で新たにスタートした機能性表示食品の制度では、対象者は、「疾患に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む）および授乳婦を除く。）」としています。これは、「生活習慣病等の疾病に罹患する前の人又は境界線上の人を対象とし、疾病に既に罹患している人（医薬品等により治療されるべき人）に対し、機能性を訴求するような製品開発、販売促進等を行わないこととすることが適当である。」という考え方に基づいています。

2) 可能な機能性表示の範囲（機能性表示食品の届け出等に関するガイドライン）

① 保健の目的が期待できることの表示の範囲

疾病に罹患していない人の健康の維持・増進に役立つ、あるいは適する（疾病のリスクの低減に係わるものを除く）ことを表現することが対象となります。

具体的には、以下の3つがあります。

- a. 容易に測定可能な体調の指標の維持に適するまたは改善に役立つ旨。体調の指標とは、医学的および栄養学的な観点から十分に評価され、広く受け入れられている評価指標。あるいは主観的な指標の場合は日本人において妥当性が得られ、かつ学術的に広くコンセンサスが得られたもの。
- b. 身体の生理機能、組織機能の良好な維持に適するまたは改善に役立つ旨。
- c. 身体の状態を本人が自覚でき、一時的な体調の変化（継続的、慢性的でないもの）の改善に役立つ旨。

また、表現として以下の点に留意する必要があります。

- ・「診断」「予防」「治療」「処置」などの医学的な表現は使用できない。
- ・健康の維持・増進の範囲内であれば、身体の特定の部位に言及した表現も可能である。
- ・可能な機能性表示の範囲内の例としては、特定保健用食品で認められている表現があげられる。ただし、疾病のリスクの低減に係るものを除く。

② 特定の栄養素を取り上げ、その働きを強調する場合

栄養素の身体の成長や発達、正常な身体機能に対する生理学的な役割に関する正しい説明やこれらの表示をする際には、各栄養素の生理学的機能が具体的に示されている「栄養機能食品における栄養成分の機能に関する表現（表 7）」が参考になります。詳しくは、食品表示基準 第7条 別表第11を参考にしてください。

(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=427M60000002010>)

③ 特定保健用食品や機能性表示食品の表示で認められている特定の保健の目的で使われる説明

「本品はおなかの調子を整えます」、「この製品は血圧が高めの方に適する」等、特定の保健の目的で使われる表現です。これらの表示をする際には、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書」（H26年7月）が参考になります。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/past_presentation/pdf/140730_hokokusho_1.pdf)

さらに、表示しようとしている栄養素の機能の科学的根拠については、国立健康・栄養研究所のホームページ「健康食品」の安全性・有効性情報 (<https://hfnet.nibiohn.go.jp/>) や疾病の予防のガイドライン（例 「動脈硬化性疾患ガイドライン」、「骨粗鬆症の予防と治療のガイドライン」）が参考になります。これらには、これまで出された論文のデータを基に根拠が示されています。

【表 7】 栄養機能食品における栄養成分の機能に関する表現

栄養成分	栄養成分の機能に関する表現※1
n-3 系脂肪酸	・ n-3 系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。
亜鉛	・ 亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 ・ 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 ・ 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。
カリウム	・ カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。
カルシウム	・ カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。
鉄	・ 鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。
銅	・ 銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 ・ 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。
マグネシウム	・ マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 ・ マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。
ナイアシン	・ ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
パントテン酸	・ パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビオチン	・ ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミン A	・ ビタミン A は、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。 ・ ビタミン A は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミン B ₁	・ ビタミン B ₁ は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミン B ₂	・ ビタミン B ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミン B ₆	・ ビタミン B ₆ は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミン B ₁₂	・ ビタミン B ₁₂ は、赤血球の形成を助ける栄養素です。
ビタミン C	・ ビタミン C は、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。
ビタミン D	・ ビタミン D は、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。
ビタミン E	・ ビタミン E は、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミン K	・ ビタミン K は、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。
葉酸	・ 葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 ・ 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。

※1 食品表示基準 別表第 11 を基に作成

- ・ 表 7 の表現は、給食献立のポップ、リーフレット、パンフレット、ポスター等の媒体に使用してもよい表現例です。
- ・ なお、栄養機能食品表示では、食品表示基準別表第 11 に掲げられた栄養成分の機能を表示する上での注意事項として、表示内容の趣旨が同じであっても、変化を加えたり、省略したりすることは認められません。

3) 医薬品的な効果効能の標ぼうの禁止

本制度で認められない表現例

疾病の治療効果または予防を暗示する表現
「糖尿病の人に」、「高血圧の人に」、「動脈硬化の人に」 「がん予防」、「かぜ予防」、「骨粗しょう症の予防」、「高血圧予防」、「メタボ予防」、 「生活習慣病予防」、「貧血予防」、 「花粉症に効果あり」、「便秘の改善」、「動脈硬化の改善」、「胃潰瘍の回復」、「血圧低下作用」
健康の維持・増進の範囲を超えた、意図的な身体の組織機能の増強・増進を標榜するものと認められる表現
「肉体改造」、「免疫力回復」「老化防止」、「弱った胃腸におすすめ」、「冷え性に効果あり」 「新陳代謝を活発に」、「記憶力・集中力を高める」、「血管を柔軟に」、「血行をよくする」、「脳を活性化」 「生活習慣病予防」、「美白効果」

以上のように、「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に」、「末期ガンが治る」、「虫菌にならない」、「肥満の解消」等の疾病の治療又は予防を目的とする効果に関する表現は、医薬品以外に用いることはできません。従って、給食においてもこれらの表現を用いることはできません。用いた場合には、景品表示法や健康増進法の誇大虚偽に関する法律が適用され、処罰の対象となります。

4) 科学的根拠に基づき説明されていない機能性に関する表現

- ・限られた免疫指標のデータを用いて身体全体の免疫に関する機能があると誤解を招く表現
- ・試験管内での試験や一部の生体組織や培養細胞等での試験で説明された根拠のみに基づいた表現
- ・抗体や補体、免疫系の細胞などが増加するといった試験管内での試験や一部の生体組織や培養細胞等での試験で科学的に説明されているが、生体に作用する機能が不明確な表現など

以上のような表現が該当します。